

令和2年6月29日

安曇野市教育委員会

令和2年6月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

<b>議案第1号</b>	教育部 学校教育課
令和2年6月29日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 太田 雅史

タイトル	学校リフレッシュ・ウィークの設定について
決定を要する事項の内容	夏休み期間における小・中学校閉庁日の設定
要旨	休暇取得の促進により、教職員の心身のリフレッシュを図るため、8月8日から16日（夏休み期間中に連続9日間）を学校閉庁日とするもの。
説明	<p>1 趣旨 教職員が子どもたちの指導等に専念できる環境を整え、休暇取得の促進を図るため、夏季休業中に安曇野市立の全小中学校に閉庁日を設定する。</p> <p>2 理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教職員の多忙化が社会問題化している中、安心して休暇取得できる体制を整え、心身の健康増進を図る。</li> <li>(2) 休暇を計画的に取得する気運を醸成するとともに、教職員が地域活動や社会貢献活動に参画しやすい体制を整える。</li> <li>(3) 公立学校において、お盆期間中における業務は少ないため、エネルギー消費を抑えることで、省エネルギーを促進する。</li> </ul> <p>3 夏季休業中の学校閉庁期間 今年度は、8月8日から8月16日の9日間 ※夏休み期間中に連続9日間（土日含む）</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保護者等からの緊急時の連絡は教育委員会を通して校長に行う。</li> <li>(2) 部活動は、原則として行わない。</li> <li>(3) 安全管理等のため、学校職員による校内外の巡回を行うものとするが、時間等を拘束するものではない。</li> <li>(4) 保護者や市民に対し、事前に通知文書や安曇野市のホームページ等で周知と協力を図る。</li> </ul>

<b>議案第2号</b>	教育部 文化課
令和2年6月29日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市誌編さん委員会委員の選任について
決定を要する事項の内容	安曇野市誌編さん委員の選任について
要旨	安曇野市誌の構想や今後の方向性等について検討するため、安曇野市誌編さん委員会設置要綱に基づき委員を選任し、当委員会で意見を聴取するものです。
説明	<p>1 要綱の名称 安曇野市誌編さん委員会設置要綱</p> <p>2 任務 委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市誌編さんの基本方針の策定に関すること。</li> <li>(2) 市誌編さんの編集方針に関すること。</li> <li>(3) その他市誌編さん事業の推進に関すること。</li> </ul> <p>3 組織 委員会は、委員8人以内とし、学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>4 任期 委嘱又は任命の日から任務の終了まで</p> <p>5 委員名簿（案） 別紙のとおり</p>

○安曇野市誌編さん委員会名簿(案)

氏名	所属等	備考
笹本 正治	長野県立歴史館館長	
倉石 あつ子	安曇野市文化財保護審議会委員	
小松 芳郎	松本市文書館特別専門員	
梅干野 成央	信州大学学術研究院工学系准教授	
上角 久仁夫	穂高温泉供給株式会社 (SE)	
宮崎 崇徳	安曇野ふるさとづくり応援団理事	
高原 正文	信濃史学会理事	
瓠田 尚幸	穂高西小学校校長・学校社会科経験教職員	

○安曇野市誌編さん委員会設置要綱

令和2年3月31日教育委員会告示第7号

安曇野市誌編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 市誌編さん事業を推進するため、安曇野市誌編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 市誌編さんの基本方針の策定に関すること。
- (2) 市誌編さんの編集方針に関すること。
- (3) その他市誌編さん事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内とし、学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- 2 委員会の委員の任期は、第2条第1項第1号から第3号に規定する任務が終了するまでとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員が互選する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による最初の委員会の会議は、第4条第1項の規定に関わらず、教育長が招集する。
- 3 この告示は、市誌編さん事業終了の日限り、その効力を失う。

<b>議案第3号</b>	教育部 文化課
令和2年6月29日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 奈良澤 一恵

タイトル	安曇野市図書館協議会委員の選任について
決定をする事項の内容	安曇野市図書館協議会の委員の選任について
要旨	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置するものです。
説明	<p>1 根拠条例 安曇野市図書館条例第8条</p> <p>2 組織 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する15人以内の委員で組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校教育の関係者</li> <li>(2) 社会教育の関係者</li> <li>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>(4) 学識経験者</li> </ul> <p>3 任期 令和2年7月1日から令和4年6月30日まで</p> <p>4 委員名簿(案) 別紙のとおり</p>

○安曇野市図書館協議会委員名簿(案)

	氏 名	安曇野市図書館条例による選定区分	再・新	備考
1	濱野 久	学校教育の関係者（第9条第1号）	再任	安曇野市校長会推薦
2	初谷 大子	社会教育の関係者（第9条第2号）	再任	おはなしサポーター
3	田守 明子	社会教育の関係者（第9条第2号）	再任	読み聞かせボランティア おはなしサポーター
4	古川 政明	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (第9条第3号)	再任	有明の森認定子ども園勤務 読み聞かせボランティア
5	樋口 嘉一	学識経験者（第9条第4号）	再任	図書館サポーター
6	小田 登茂子	学識経験者（第9条第4号）	再任	作家
7	鈴木 研一	学識経験者（第9条第4号）	再任	元交流学習センター運営委員会委員
8	鬼塚 千春	学校教育の関係者（第9条第1号）	新任	安曇野市校長会推薦
9	小笠原 教明	学識経験者（第9条第4号）	新任	元教員 元安曇野市明科図書館長
10	福田 美弥	学識経験者（第9条第4号）	新任	障害者福祉に精通
11	鈴木 健司	学識経験者（第9条第4号）	新任 (公募)	図書館サポーター
12	黒澤 哲	学識経験者（第9条第4号）	新任 (公募)	図書館利用者

○安曇野市図書館条例 【抜粹】

(図書館協議会の設置)

第8条 図書館に、法第14条第1項の規定により安曇野市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第9条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する15人以内の委員で組織する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(協議会の役員)

第10条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

<b>議案第4号</b>	教育部 各課
令和元年6月29日提出	

タイトル	共催・後援依頼について		
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議		
要旨	学校教育課 後援 1件 生涯学習課 共催 1件 後援 1件 (詳細 別紙)		

## ○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
  - (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
  - (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。
- (審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
1	RF2.6.16	学校教育	夏の進学説明会	学校法人信学会 学校支援事業部信学会 セミナー 校舍長 西内 勇耶	学校法人信学会 学校支援事業部信学会 セミナー 校舍長 西内 勇耶	後援	新型コロナウイルス感染拡大防止 のため、高校受験を不安に感じている中学生に感 じて、中学3年生に感染症に対する知識や、 対策などを教える。また、学習時間の確保 と、学習意欲向上のため、学習法を伝授する。 併せて、公益法人としての役割を果たすべく、 多くの保護者に広く周知するため、加えて、 保護者に対する情報提供を目的としている。	6月12日	令和2年7 月19日(日)	—					豊野市交流学習 センターきぼう 多目的ホール	(1)公立高校入学者選抜 について。(2)夏からの勉 強法について。 定員:各60名。対象:安 曇野市内の中学3年生と その保護者および周辺 地域の中学生とその 保護者				取扱基 準第2条第 2号に該 当しない ど思われ ぬため不 可

教育部生涯学習課 共催・後援合帳(令和2年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	事由	承認(専決)	理由	承認	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	R1 H 30	H 29	所管課 意見
6 R2.5.27	スポーツ推進担当	第15回 安曇野市民ゴルフ大会	安曇野市体育協会	安曇野市豊科カントリー俱楽部	社会体育の振興と大会の実施、権威を向上させたため	共催	社会体育の振興と大会の実施、権威を向上させたため	5月27日(火)	令和2年8月25日	-	-	-	-	地域市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦、交流及び連帯意識の高揚並びに社会体育の振興を図ることを目的として開催する。	豊科カントリークラブ	競技方法: 18ホールストロークプレー新ペリア方式 参加費: 2,000円 プレー代: パッハ-8,850円、 ゲスト11,250円 募集人数: 50組(200名)	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第3条第2項により可
8 R2.6.19	スポーツ推進担当	夏休み1日体操教室	地域スポーツ振興協会	近藤良生	地域スポーツ振興協会	後援	幼児・児童に技術を通じてスポーツ文化振興と青少年に青少年の健全育成を図ることを目的とする	6月19日	令和2年7月23日(木)、26日(日)	-	-	-	-	地域の幼児から青少年がスポーツに行える活動を継続的に行う場所を確保し、福井県文化公団体育館、社会活動及びスポーツ普及、育成、競技力、指導力の向上に貢献する事業を行い、地域社会全般の活性化を促すとともに、全国の生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。	三郷文化公団体育館、蒙科成徳館、南社会体育総合体育館、堀金総合体育館	4メートルの大型トランポリンや跳び箱・マット運動を体験してもらうため	- - -	- - -	基準第3条第2項により可

<b>報告第1号</b>	教育部 文化課
令和2年6月29日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市編さん構想（素案）について
決定を要する事項の内容	
要旨	第1回安曇野市誌編さん委員会で別紙安曇野市誌編さん構想（素案）を提案し、『安曇野市誌』の方向性等を検討していきます。
説明	<p>『安曇野市誌』編さんの全体構想（素案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 編さんのねらい</li> <li>2 編さんの方針</li> <li>3 編さんの要点（全体的事項）</li> <li>4 安曇野市誌編さん組織について</li> <li>5 市誌編さん委員会について</li> <li>6 民俗編の構想</li> <li>7 安曇野市誌編さんタイムテーブル</li> </ul>

# **安曇野市誌編さん構想（素案）**

**令和 2 年 月 日**

**安曇野市文書館**

## 安曇野市誌編さん事業根拠

### ○安曇野市教育委員会事務局組織規則

(文化課)

第9条 文化課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 文化芸術の振興に関すること。
- (3) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
- (4) 市誌編さんに関すること。

後略

### ○安曇野市文書館条例

(業務)

第5条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

前略

- (4) 重要文書等の調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するために必要なこと。

### ○安曇野市文書館開館に向けた提言書

平成29年9月25日 安曇野市文書館業務検討委員会

#### ◇提言6 資料集等の編さん及び刊行について

- ・「資料集等の編さん及び刊行」及び「先人・文化人の顕彰」に、文書館が関わっていくことが出来ればとても良いことです。
- 特に安曇野市史の刊行を望みます。安曇野市史の編集・刊行を通して安曇野市が一つに深まっていくと考えられます。
- ・安曇野市史の刊行は市が一つに深まるだけではなく、その地域の自然的、歴史的特色を、文書館が所蔵する文書を通して表現出来ると考えます。
- ・安曇野市史の編集・刊行については、重要文書等を保存している文書館が主管し、他の文化施設・社会教育施設や地域の研究者等と連携・協力しながら推進して欲しいと考えます。

### ○安曇野市第2次 文化振興計画

#### 重要文書などの保存と活用

具体的な取り組み：歴史的価値ある行政文書の保存と活用、古文書の整理と保存、デジタルアーカイブの推進、市史(誌)の編さん

- ①重要文書などの所在調査・収集・整理を行い、必要な資料についてデジタル化を進め、資料保存を図るとともに多方面での利活用に供します。
- ②市史(誌)の編纂事業に向けて、専門家や有識者と連携しながら準備を行います。各種刊行物を発行し、その利活用に努めます。

## 『安曇野市誌』編さんの全体構想(素案)

### 1 編さんのねらい

安曇野市合併 20 周年をひとつの契機として安曇野市誌の編さんに着手し、市民の郷土に対する理解を深め安曇野市発展の指針に資するとともに、地域の連帯を深め文化の向上に寄与することを目的とする。

### 2 編さんの方針

- (1) 安曇野市誌は、自然、文化、歴史などの調査・研究を通じて安曇野市の本質と課題を探り、未来への指針となる基本史料を目指す。
- (2) 安曇野市誌は、生涯学習の資料として市民に活用してもらうために、分かりやすく親しみやすいものにする。また、昨今のインターネット利用の現状に鑑み、市民が興味を抱くような調査・研究成果については、隨時発信するような取り組みを行う。
- (3) 安曇野市誌は、旧 5 町村で編さん・刊行した町村誌を踏襲しつつも、その後の調査・研究で得られた最新の知見を反映させ、市を外観する中で全体のバランスをとりながらの編さんに努める。
- (4) 安曇野市誌は、自然編、歴史編(原始・古代、中近世、近代、現代)、民俗編、資料編、写真編とし、10 卷～12 卷ほどに集約する。
- (5) 資料編資料については、文書館に収蔵されている文書(歴史的公文書、古文書などの地域資料)を念頭に置く。
- (6) 合併までの旧町村の不足部分をまとめた「旧町村編」や、小中学生向けの「子ども版」のについても視野に入れていく。また、市民参加の在り方(例:話者・写真、史資料の提供等)についても検討する。

### 3 編さんの要点(全体的事項)

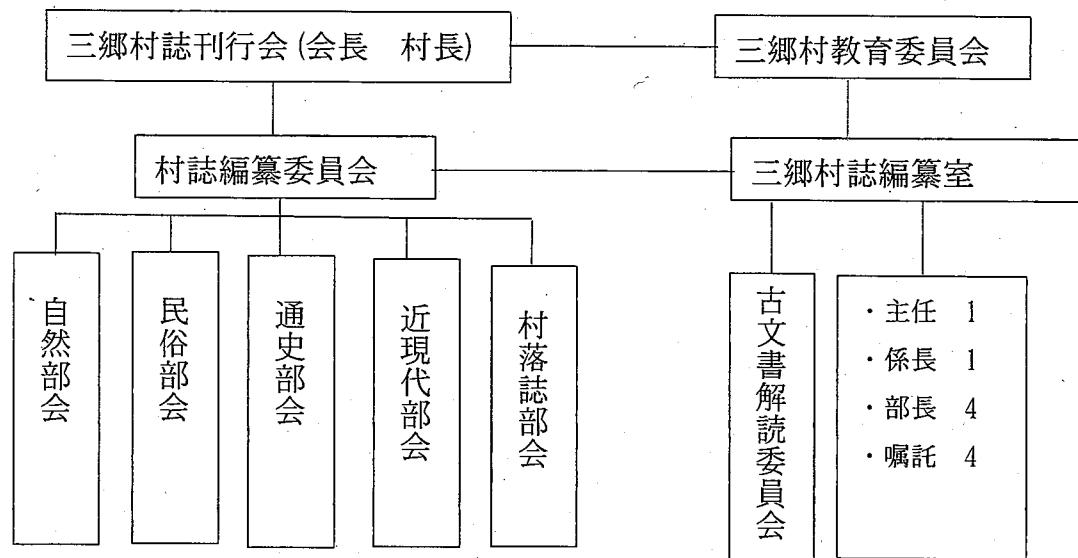
- (1) 5 町村が合併して 15 年になるので、互いの地域を理解できるものを目指す。
- (2) 安曇野市という一つのまとまりとして地域をみた場合、安曇野市とはどんな地域なのかが理解できるような内容を目指す
- (3) 対象読者は安曇野市民を中心とし、広く県内外の方々にも面白く読んでもらえるものを考える→表現方法も工夫する必要がある(中学生ぐらいが目安か?)
- (4) 各区分(考古・歴史・民俗・自然など)を横断的に視野に入れる→例:民俗は民俗だけで完結するものではなく、歴史・自然などと絡むのでその視野を取り入れる
- (5) 楽しく読めるけれども、読んだあとに何かが残る、考えさせられるものがある、という内容を心がける
- (6) 写真等を多用する必要はあるが、写真に語らせるだけでなく、文章もしっかりと組み立てて写真や図はあくまでも補助的な立場である、という組み立てにする
- (7) 安曇野の地域振興に寄与できるような内容を心がける(もちろん、自然保護を念

頭において)

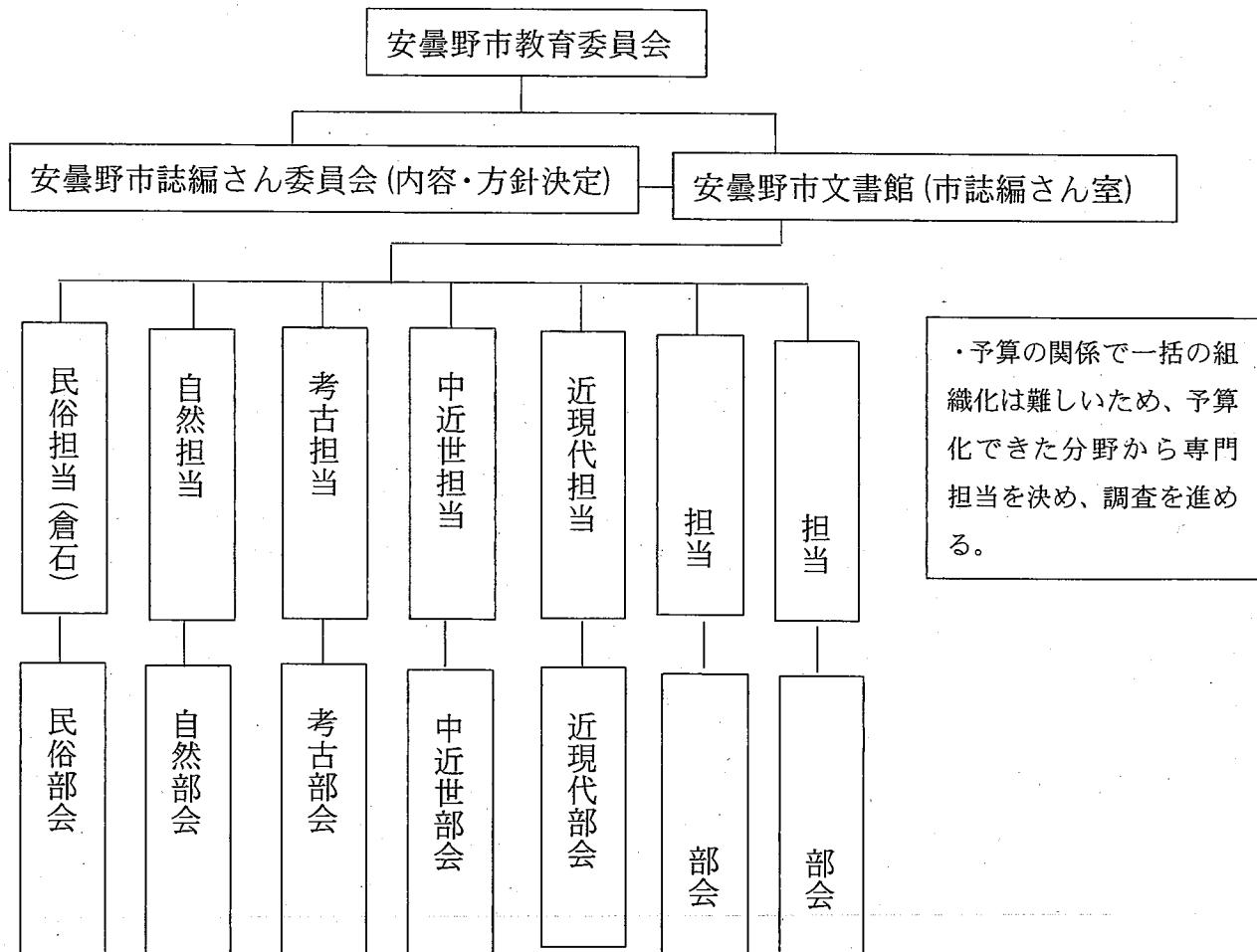
- (8) 情報化社会を念頭に、市誌で集められた情報をネット等で市民に発信していくシステムの構築を検討する。最終的に書籍にまとめるだけでなく、ネット公開も視野に入れていく。

## 4 安曇野市誌編さん組織について

### 1. 三郷村誌Ⅱ編さん体制（業務委託型）



### 2. 安曇野市誌編さん体制（直営型）



## 5 市誌編さん委員会について

### ○安曇野市誌編さん委員会名簿(案)

氏名	所属等	備考
笹本 正治	長野県立歴史館館長	
倉石 あつ子	安曇野市文化財保護審議会委員	
小松 芳郎	松本市文書館特別専門員	
梅千野 成央	信州大学学術研究院工学系准教授	
上角 久仁夫	穂高温泉供給株式会社(SE)	
宮崎 崇徳	安曇野ふるさとづくり応援団理事	
高原 正文	信濃史学会理事	
	学校社会科経験教職員	

### ○事務局候補(案)

氏名	所属	備考
橋渡 勝也	教育長	
平林 洋一	教育部長	
山下 泰永	文化課長	
財津 達弥	博物館係長・補佐	
逸見 大悟	博物館係	編さん担当
原 明芳	豊科郷土博物館長	
平沢 重人	文書館長	編さん室長
青木 弥保	博物館係・文書館	編さん担当
那須野 雅好	博物館係・文書館	編さん担当
高橋 真史	博物館係・文書館	編さん担当

## 6 民俗編の構想

### 1. 編さん方針

- (1) 昔から安曇野市に伝承され、現在でも生活の中に生きている民俗の歴史と、その底にある先人たちの「心」に迫る内容としたい。
- (2) 民俗編の前半では、安曇野市の民俗全体の姿が分かるようにまとめ、後半では特色あるものに焦点を当てて編さんする。
- (3) 民俗事象を総合的に調査・研究していく中で、どの地域にも共通しているものを取り上げる

### 2. 調査研究の要点

- (1) 民俗事象は、地域住民の生活に焦点を当て、言葉や行為に現れている伝承を有力な手掛かりにするとともに、文献資料も位置づけて調査・研究を進める。
- (2) 何を明らかにしようとするかという問題意識をもって調査に当たる。
- (3) 民俗事象を支える目に見えない「心」を浮き彫りにして捉えていく。
- (4) 調査前、本調査、調査後にわたる、下記の事項の手順と心得については、十分な研究協議の上に共通理解を図り、具体化していく。  
①目的や問題意識の明確化 ②調査地の選定 ③予備調査 ④文献資料の収集  
⑤調査項目の決定 ⑥本調査実施 ⑦調査のまとめ ⑧データの分析と統合
- (5) 安曇野市に適した調査項目を決める。
- (6) 古老からの聞き取りは早急に実施する。
- (7) 文書館等で収集した過去の出版物等の写真を有効に利用する。

### 3. 執筆・校正等の要点

- (1) 民俗事象は聞き伝えの中で共通しているものに留意して、正確な記述に心掛ける。
- (2) 親しみやすく、興味を持って読めるような記述に努める。  
①安曇野市の特色は何かを十分に吟味して、いくつかの柱を立て、その特色との関連で民俗事象を解釈し記述していく。  
②民俗事象の意味、伝承されている理由、条件、あるいは歴史的条件について説明しながら民俗を紹介していく。  
③安曇野市内であっても民俗事象に地域差がある。その地域差に注意し違いをしながら記述する。  
④写真、挿図を効果的に入れていく。

## 安曇野市誌『民俗編』章立て(案)

### 第1章 海を恋ふる民

- ・湖だった安曇平と小泉小太郎伝説
- ・志賀島と安曇族（姉妹都市？ 古さを競う=明科廃寺も登場できるか）
- ・オフネ祭りに結集する人々の力

### 第2章 山と川

- ・里山の利用と人々の暮らし 山の管理 山の神を祀る 山の恵みを売る（薪・炭・ぼや・山菜の利用・止め山=松茸・・・）
- ・共有林の権利と管理
- ・山間地の開拓と耕作（麻・タバコ～ぶどう・果樹など 変化の過程と暮らし）
- ・水源を守る
- ・水利権と稻作
- ・水神の祭りと雨ごい・日ごい
- ・川の恵み（犀川のサケ うぐい かじか・・・）
- ・記憶に残る災害（地崩れ 水害 水害を防ぐ対策=水引の話なども入れるか）

### 第3章 鉄道の敷設と人々の暮らし

- ・信濃鉄道沿いのマチの賑わい 一日市場 豊科 穂高 有明 細野・・・  
蚕種屋の訪れと接待
- ・池田鉄道のあったころ
- ・寺社詣でから山岳観光へ  
穂高神社 満願寺 宮城不動 松尾寺 仏崎観音 登波離橋
- ・旅館と置き屋と芸妓
- ・中房温泉と葛温泉
- ・観光のための道路開発（三郷スカイライン・・・）
- ・広がった生活圏
- ・新興住宅地の形成

### 第4章 都市化する暮らしとつきあい

- ・家の構造と付き合いの変化
- ・常会の付き合いと庚申講の付き合い
- ・地縁と血縁と社縁
- ・Iターンした人々の活動
- ・創り出される祭り・消滅する講
- ・農業お助け組織（JAと農家）
- ・ユイの消滅

## 第5章 安曇野を生きる～人とイエと～

- ・イエを繋ぐ（長男・長女のイエ継承 違う形のイエ継承）
- ・変わりゆくイエ 消滅するイエ イエじまい
- ・多様化する人々の暮らし（結婚する男女しない男女 子どもを産む・産まない）
- ・孤立化する子育て・不足する保育園（家族形態の変化と絡ませる）
- ・子ども組・お祭り青年という社会活動
- ・一人前とは何か
- ・夫婦の暮らしとイエ
- ・老熟の時（定年後の暮らし 厄年 還暦 年祝い）
- ・死の時（施設死 病院死 イエで死ぬ・・・）
- ・葬儀と年忌供養
- ・魂のゆくえ（弔い上げからの魂）

## 第6章 人々の暮らしと神仏

- ・命の芽生えと祈り
- ・無事な生育を願う（宮参り 七五三 成人式・・・）
- ・子どもの遊び場としての神社・寺の境内
- ・寺と人々との付き合い
- ・満願寺という寺の存在理由（仏迎え）
- ・病気祈願
- ・作物の豊作を祈る
- ・人々の暮らしを守る道祖神（安曇野の特色双体道祖神）
- ・観光対象となったさまざまな石造物（二十三夜塔 庚申塔 蚕玉神 大黒様 馬頭観音・・・）
- ・家屋敷に祀る神（稻荷・・・・）

## 第7章 生活にリズムをつくる行事と自然（年中行事と自然）

- ・大晦日の食事と年取り魚（その分布と実態）
- ・三が日の食べ物（イモ汁とうどん）
- ・小正月のツクリモノと行事
- ・節分の豆と鬼の伝説 節の意味
- ・初午と養蚕祈願
- ・節供の供え物とヨモギ
- ・苗代つくりと雪形
- ・田植えの目安と自然の移ろい
- ・遅霜と養蚕・野菜・果樹
- ・天蚕とクヌギの芽吹き

- ・田の草と稲の花
- ・風除けと二百十日
- ・稲刈りの目安・紅葉の始まり
- ・野良仕事終了の目安（神道祭り 寒さの状況 雪の目安・・・）
- ・漬物（野沢菜・たくあん・現在の漬物）

#### 第8章 言葉で描く安曇野

- ・川と山
- ・キツネとタヌキ
- ・伝説
- ・諺（天気予知・災害予知・・・）
- ・歌はあらゆるところに！（宴会・労働・遊び・・・）
- ・子どもの遊び歌とはやし言葉
- ・日常の挨拶やお茶飲み話（方言で語る）
- ・体験の中で作られた民間医療（言葉で語る）

#### 第9章 豊かな安曇野の地～その成立基盤～

- ・麻と綿と藍と
- ・タバコ
- ・天蚕と蚕種
- ・わさび
- ・果樹
- ・玉ねぎとセロリー
- ・景観と自然

安曇野市誌編纂タイムテーブル

年度	編纂委員会	システム	調査委員会	調査・執筆	書籍編集
令和 2 年度	・3回を予定。 安曇野市誌 の基本方針 を決定	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの検討	・民俗部会 の開催 調査内容、 章立て、調 査分担の確 認	・10月～民 俗調査開 始	
令和 3 年度	・1回を予定。 民俗編の進 捗と今後の 予定を協議	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの検討 ・仕様書作成、 予算化、場合に よっては業者決 定(債務負担)	・民俗部会 年3回程度 開催	・民俗調査	
令和 4 年度	・1回を予定。 民俗編の進 捗と今後の 予定を協議	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの導入	・民俗部会 年3回程度 開催	・民俗調査	
令和 5 年度	・2回を予定。 民俗編の進 捗と原始・古 代編等今後 の予定を協 議	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの運用	・民俗部会 年5回程度 開催 ・原始・古 代部会調 査内容、章 立て、調査 分担の確認	・民俗調査 及び執筆 ・原始・古 代一部調 査開始	・仕様書 の作成と 業者決定 (債務負 担行為)
令和 6 年度	・2回を予定。 民俗編と原 始・古代編の 進捗と今後 の予定を協 議	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの運用	・民俗部会 年5回程度 開催 ・原始・古 代部会年 2回程度開 催	・民俗調査 及び執筆 ・原始・古 代調査	・民俗編 編集
令和 7 年度	・2回を予定。 民俗編、原 始・古代編、 自然編の進 捗と今後の 予定を協議。 民俗編刊行 の際には報 告会も。	・市誌編纂のト ピックスや成果 を発信するシス テムの運用 ・安曇野市誌デ ジタル版の公開	・民俗部会 年5回程度 開催 ・原始・古 代部会年 2回程度開 催 ・自然部会 調査内容、 章立て、調 査分担の確 認	・原始・古 代調査 ・自然編一 部調査	・民俗編 校正、印 刷 ・民俗編 刊行

<b>報告第2号</b>	教育部 各課
令和元年6月29日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について	
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告	
要旨	学校教育課 1件 文化課 2件  (詳細別紙)	

## ○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

## (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

## (審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収容予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体の親睦等が主たる目的ではないこと。

## (教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度6月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	事決	理由	承認(專決)	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H H 30 29 28	H H 30 29 28	所管課 意見
2	平成26年6月17日	学校教育課	安曇野市中学校体育大会(夏季大会)	安曇野市中学校体育連盟 内川 雅信	安曇野市中学校体育連盟	後援	教育の一環として行つている部活動での練習成果を発揮する場なので。	令和2年7月23日(木)～26日(日)・8月1日(土)・2日(日)	6月15日	過去事決	○	6月18日	安曇野市内 体育施設	・中学生の健全なスポーツ活動推進のため。・中学3年生の部活動のまとめとして。	競技種目:バスケットボール男女、バレーボール男女、サッカー、卓球、卓球、ソフトテニス男女、柔道、剣道	○ ○ ○	取扱基準第3条及び第4条に第2項及び第2号により可		

教育部文化課 共催・後援台帳(令和2年度6月定例会専決報告事項)

No.	受付日 所管	件名	申請者	主催者 (固称)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決 承認	承認 日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30 R1	H 29	H 30 R1	所管課 意見
4	R2.6.3 文化	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	豊科地区伝統文化いけばな親子教室 代表：丸山喜美子	小中学生の子どもを対象とする、幅広く紹介したいため。(文化庁伝統文化親子教室事業)	後援 件名と同じ	令和2年7月4日～12月19日の間で12回午後1時～4時	○	過去 承認	6月3日	6月8日	堀金公民館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通じて伝統文化を体験・獲得させることとともに、歴史や伝統文化に关心・理解を深め、子どもたちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。	文化庁の「伝統文化親子教室事業の一環として開催するいけばな教室」。小原流の基本花型(たてがた)から、かたむけるかたち、ひらくかたちなど)の実技演習、いけばなの歴史などを学ぶ。 参加料は花材費1回750円。	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により同
5	R2.6.12 文化	みさと伝統文化こどもいけばな教室	みさと伝統文化こどもいけばな教室 代表：宮坂香央利	会場を予約し、小学生を中心広く募集する	後援 件名同じ	令和2年6月27日～令和3年1月16日	○	過去 承認	6月12日	6月15日	三郷公民館、三郷図書館 (三郷文化交流学習センター併用)	日本の伝統文化“いけばな”を体験するごとににより豊かな人間性、和の心、命の大切さを養う。	文化庁の「伝統文化親子教室事業の一環として開催するいけばな教室全9回、発表会1回(三郷文化祭) (受講料は1回1,000円(花代、障害保険料等を含む))	○	○	○	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により同

共催・後援イベントの中止状況（文化課）

文書記号 文書記号No.	定期会合 定期会合No.	変更付日 受付日	件名	申請者・主催者	種別	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容
2文 565	96	6月4日	魔法の美術館2020	株式会社長野放送 事業局長 小宮山 弘	後援	令和2年7月17日 (金)～9月6日 (日)	上田市立美術館	最新のコンピュータ技術を用いた新しいタイプの展覧会の体験を通じ、美術の中でも特に体験型アートの可能性に対する興味を深めていたくことを目的とする。	作品と遊びながらアート感覚を養うことができる体験型アート展を開催。世代を超えて同じ価値観で楽しめ、すべての人からまるで魔法にかけられたように体験できる。入場料()は前売券代金:大人1,100円(900円)、3歳～中学生700円(500円)

## 報告第3号

### 令和2年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市 コミュニティスクール事業	○地域教育協議会委員の委嘱と開催準備 (日程調整中) ※将来の学校運営協議会への移行を視野に、学校単位での開催方法で計画	○地域教育協議会の開催 7月開催予定
児童生徒各種健診業務	○延期していた健診を6月から実施 新型コロナウィルス感染防止のため県教育委員会が県医師会の協力を得て定めた感染予防の基準に基づき、器具・消耗品等を調達。	
就学援助事務	○認定事務 ・所得審査 827件	○認定事務 ・児童扶養手当受給など ○認定通知の発送
就学事務	○小学校新入学児の名簿作成	○就学指定校変更希望の調査
小学校電子黒板購入事業	○入札 6/17(水) → 仮契約 (総額2,000万円以上の備品のため議決案件) ○6月市議会で契約議案議決 → 本契約 ○納入物品・台数 電子黒板(液晶パネル型) 210台 書画カメラ 210台	○納品時期の確認 ○校長会への説明
GIGAスクール ・ネットワーク整備 ・端末整備	○6月市議会で補正予算を議決。 ・ネットワーク整備 ・端末整備	○補助金等の交付申請 ・仕様書の詳細を決定

学校庶務担当

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
中学校気化式冷風機設置事業(緊急措置)	○中学校における暑さ対策の緊急措置として市内7校の中学校の普通教室に気化式冷風機を設置。 7・8月(2ヶ月レンタル)	

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

### 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
社会教育委員	6月23日（火）第1回社会教育委員の会議 ・議長、副議長の選出について ・令和元年度事業報告について ・令和2年度事業計画について	

### 生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
日本語教室	市内4教室【6月休講】 ※7月からの再開に向けて感染予防対策等準備	市内4教室 7月開講予定

### 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
企業人権教育推進協議会	6月18日（木）企業人権推進協議会総会・研修会【書面表決】	

### 中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
公民館運営審議会	6月22日（月）第1回公民館運営審議会 ・会長、副会長の選出 ・令和元年度事業報告について ・令和2年度事業計画について	
公民館長会	6月8日（月）第3回公民館長会 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る公民館対応について ・第10回市総合芸術展実行委員会について 他	7月6日（月）第4回公民館長会
公民館担当者会議	6月18日（木）第3回公民館担当者会議 ・新型コロナウィルス感染症拡大防止に係る公民館対応について 他	7月 第4回公民館担当者会議
公民館報	6月16日（火）校正会議 ・館報第55号の内容及び校正について 6月24日（水）企画会議 ・館報第56号の内容について 他 7月8日（水）館報第55号発行	
総合芸術展		7月6日（月）第1回実行委員会

# 令和元年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

## 児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	児童クラブ入所随時受付 6月下旬 障がい児長期受付 児童クラブ利用者負担金見直し	

## 穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	6月9日（火）実施設計入札 6月17日（水）用地測量造成設計入札	

## 青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター	6月25日（木）第1回運営委員会	7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 公民館に啓発物品設置
ジュニア・リーダー養成講座	6月6日（土） 講習会（市役所4階大会議室・バルーンアート）	
子ども体験ラボ		7月14日（火）～16日（木） 3講座申込受付 水鉄砲・ゴム鉄砲（8月8日（土）） ハーバリウムボールペン（8月12日（水）） 勾玉（8月18日（火））
子ども会育成会支援	6月下旬～7月上旬 松本地方子ども会育成連絡会	

## 放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室	6月30日（火）まで 申込受付	9月開始予定

## 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

### 豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
令和2年度菊づくり講座	6月3日（水） コロナ対策により開催日程を調整し第1回目を開催 参加者13名	7月16日（木） 第2回講座開催予定
第22回豊科地域コーラスグループ 交流発表会	7月11日（土）に予定していたコーラス交流会は、コロナ対策により、事前の会議や各グループ練習等、準備ができないため本年度は中止といたしました。	

# 令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	<p>6月6日(土) 女性スポーツ推進委員研修会（木曽町） 【中止】</p> <p>6月12日(金)～13日(土) 令和2年度 関東スポーツ推進委員研究大会 (茨木県つくば市) 【中止】 ・関東功労者表彰 1人</p> <p>6月23日(火) 第1回スポーツ推進委員会代表者会議 ・部会制の導入について 他</p>	
スポーツ推進審議会		7月中 第1回スポーツ推進審議会予定

## スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ教室等	<p>ニュースポーツ用具の個人への貸出事業 貸出期間：4月30日(木)から6月1日(月) まで 貸出用具：7種目 貸出人数：10人</p>	・前期各種スポーツ教室の開催 7月から感染防止策の徹底ができる事業より再開
市民スポーツ祭	<p>令和2年度 第11回市民スポーツ祭の開催 ○体験イベント 開催について、実行委員に書面で意見収集 回答状況 実行委員21人のうち13人 意見結果「状況を鑑みながら延期する」10人 「中止する」 3人 従って、「状況を鑑みながら延期する」と決議に至った。(開催期日：11月中旬を予定) ○種目別競技会 6月14日(日) ソフトバレーボール競技会 (堀金総合体育館) 【中止】</p>	

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
貸館事業	<p>社会体育施設 屋内：6月1日から再開 屋外：5月16日から再開 学校体育施設 屋内：6月8日から再開 屋外：5月21日から再開</p> <p>貸館については、コロナウイルス感染拡大防止対策をした上で行う。屋内施設については使用後に使用器具や人が触れた箇所の除菌を行う。</p>	

## 市民プール管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高プール運営	コロナウイルス感染拡大予防対策の徹底が難しいこと等から令和2年度の営業は行わないことに決定	
穂高プール解体	<p>5月28日 穂高プール解体設計業務打ち合わせ</p> <p>6月2日 穂高プールアスベスト調査立会</p>	契約日から8月下旬 穂高プール解体設計業務予定

作成者：スポーツ推進担当 2020/06/23

## 令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

### 芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
本庁舎4階の展示	上田太郎作品展展示 6月5日(金)～8月末	
みらい交流ギャラリーの展示	高山晃作品展 5月13日(水)～6月14日(日) 岸野圭作作品展 6月17日(水)～7月12日(日)	

博物館係

### 郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示	「第36回白鳥写真展」 会期:～6月28日(日)	「友の会ボタニカルアート展・写真展」 会期:7月4日(土)～8月28日(日)
コンパクト展示	「疫病退散 見えないものを追い払う！」 会期:6月4日(木)～7月3日(金) 場所:市役所本庁舎	

### 郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
穂高郷土資料館		
穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーリニューアル。	

### 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
企画展示等	「手作り人形の会作品展」 会期:6月16日(土)～6月28日(日)	「三村大悟コンテンポラリーアート展」 会期:7月22日(水)～8月16日(日)
	「榆フォトクラブ写真展」 会期:6月30日(火)～7月19日(日)	

### 文書館事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み 備　　考
コンパクト展示	「来た道～忘れ去られた感染症、銃後の守り～」 会期:5月17日(日)～8月31日(月)	

講座等	「感染症との闘い」 期日:6月21日(日)	
重要文書等収集・整理	公開資料点数 44,525点(5月末現在) (5月新規点数/公文書1点、地域資料0点)	

### 歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 態 況	今後の取り組み 備 考
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行予定。	

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 態 況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、等への補助事業事務	
「安曇平のお船祭り」調査報告書刊行	・記録作成等の措置を講すべき無形民俗文化財の選択を受け、H29～R1に実施した『安曇平のお船祭り』調査の報告書を配布 ・報告書増刷の予定	報告書の配布と調査成果を情報発信し、成果を活用して保存継承へ繋げる方策を考える。
「安曇野の建造物」 調査	信州大学工学部建築学科(梅千野研究室)との連携事業 ・古民家の記録保存、穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査、常念石室調査等。	連携、研究内容について調整を行う。
第1回 文化財保護審議会	・8月上旬予定(日程調整中) 委員委嘱 「満願寺の古文書」文化財指定にかかる答申	令和元年度第2回審議会で諮問内容について意見あり。16点ではなく全22点の指定として答申の見込みであり、応じていきたい。
文化財保護へ向けた啓発活動	・いわれ地標柱等修繕事業	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	・国登録有形文化財飯田家住宅文庫蔵・隠居屋の屋根改修に係る現状変更届を県教委に進達済み。 ・自動火災報知機設置に係る現状変更許可 「光の五社本殿」：設置完了(6月3日完了報告) 「平福寺の観音堂」：施工中	

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 態 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に 対しての協議及び 工事立会いの実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応

法 第 93・94 条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和 2 年度以降 公共事業協議	・令和 2 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する。	継続
明科遺跡群古殿屋敷 第 3 次発掘調査	・安曇野市消防団第 6 分団第 1 部・第 3 部統合詰所新築工事に伴う発掘調査(6 月 15 日から現地作業開始)	7 月 31 日までに完了予定
明科廃寺出土 遺物整理作業	・平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業を開始する。	7 月 1 日から整理作業開始
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『平成 31 年度分試掘・立会報告』『穗高古墳群 E13 号墳』『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業。(入稿 → 校正 → 刊行)	3 月末報告書刊行予定

### 図書館係

#### 図書館事業

事業 (懸案事項)	現況	今後の取り組み
図書館運営	6 月 2 日(火)から利用の緩和 ○開館時間の変更 中央図書館：午前 9 時～午後 6 時 豊科・三郷・堀金・明科図書館 ：午前 10 時～午後 6 時(通常) ○閲覧席・各種ブース等の使用開始 ○通常貸出の開始	【主催事業】 7 月から感染予防策の徹底を図りながら、開催可能なイベントから順次開始
特別整理期間(蔵書点検)による休館	明科図書館 6 月 1 日(月)～8 日(月) 豊科図書館 6 月 8 日(月)～15 日(月) 三郷図書館 6 月 15 日(月)～22 日(月) 堀金図書館 6 月 22 日(月)～29 日(月) 中央図書館 6 月 29 日(月)～7 月 6 日(月)	
市内全公共図書館 「本の サマーギフト」	期日：7 月 28 日(火)～8 月 10 日(月) 外からは何の本が入っているかわからない包みを、表紙に書かれたテーマを見て、気に入ったものを利用者が借りていく。(対象年齢別) 1 個：2～3 冊・プレゼント付き	
堀金図書館 夏の映画上映会	「忍たま乱太郎の宇宙大冒険」 期日：7 月 30 日(木) 場所：堀金公民館 講堂	

令和2年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会 会議概要

- 1 会議名 令和2年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会
- 2 日 時 令和2年5月19日 午後1時30分から午後3時
- 3 会 場 安曇野市役所本庁舎 3階 会議室301
- 4 委員出席者 笹本委員、大竹委員、伊藤委員、征矢野委員、岸野委員、大竹委員
- 5 事務局出席者 橋渡教育長、山下文化課長、豊科近代美術館澤田学芸員、安曇野高橋節郎記念美術館黒岩館長、田淵行男記念館曾根原館長、三澤文化振興担当係長、内山文化振興担当主任
- 6 公開・非公開の別 非公開
- 7 会議概要作成年月日 令和2年 5月 29日

協議事項等

○会議の概要

- 1 開会 (山下文化課長)
- 2 あいさつ (橋渡教育長)
- 3 辞令交付
- 4 自己紹介
- 5 説明 (安曇野市美術館博物館選定委員会について)
- 6 会長及び副会長の選出  
互選により、会長：笹本委員、副会長：大竹委員で決定
- 7 審議
  - (1) 収集希望作品について
  - (2) 現地検分 (豊科近代美術館収蔵庫・2階展示室)

豊科近代美術館収蔵候補作品 寄贈受入について

■承認 高田博厚作《カテドラル》他6点

豊科近代美術館収蔵候補作品 所管替えについて (豊科郷土博物館から豊科近代美術館へ)

■承認 井口香山作《槍ヶ岳・穂高岳屏風》他63点  
(近代以前の作品は豊科近代美術館として収蔵が初めて。委員より活用方法の工夫をしてほしいとの意見。)

- 8 その他の
- 9 閉会

以上

※会議概要是、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和2年度 第1回安曇野市博物館協議会 会議概要

1 会議名	令和2年度 第1回安曇野市博物館協議会
2 日 時	令和2年5月19日 午前10時から午前11時まで
3 会 場	安曇野市役所本庁舎 3階 会議室305
4 委員出席者	春日委員、百瀬委員、細野委員、宇田川委員、須之部委員、金井委員、 笹本委員、高原委員、伊藤委員、古川委員
6 事務局出席者	山下文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館原館長、豊科近代美術館兼飯沼飛行土記念館荒深館長、田淵行男記念館曾根原館長、穂高陶芸会館小倉館長、高橋節郎記念美術館黒岩館長、貞享義民記念館中村館長、臼井吉見文学館平沢館長、財津博物館係長、三澤文化振興担当係長、内山文化振興担当主任
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人	記者 1人
9 会議概要作成年月日	令和2年5月29日

協議事項等

○会議の概要

1 開会

2 あいさつ（文化課長）

- ・改選後、初めての博物館協議会である。2年間よろしくお願ひいたしたい。
- ・昨年度は臼井吉見文学館を直営とし、高橋節郎記念美術館に指定管理者制度を導入した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大予防により博物館等の事業は中止、施設も臨時休館となつた。

3 辞令交付

4 自己紹介

5 説明（博物館協議会について）

事務局より博物館法、安曇野市博物館条例等について説明。

6 会長及び副会長の選出

互選により、会長： 笹本委員、副会長： 百瀬委員で決定

7 報告・協議

(1) 令和元年度各館事業報告（資料1）

会長 令和元年度各館事業報告については、予め手元に届けられているため、各館長の説明は省略し、委員の質問・意見より始めさせていただきたい。是非、理想論ではなく現実的な質問・意見をお願いしたい。

委員 豊科郷土博物館について、展覧会や教育活動をまとめた冊子をその都度軌跡として残している。活動の証、そして後世への資産ともなると思うので今後も続けてほしい。「博物館ブックレット1『人の人生 安曇野子育て日記』について、専門家には分かるが、一

般の方には難しいと思われる言葉があった。注釈として解説を載せてもらえると、より良いものができるのではないかと考える。

豊科郷土博物館 ブックレットは、限られたスペースの中で何を載せようか等、非常に苦労して発行した経過がある。今回のご意見を今後の冊子の参考としたい。

委員 国営アルプスあづみの公園の生き物の生態系について豊科郷土博物館の学芸員の方にもご協力いただき、休園中公園の整備を行った。今後、そういったフィールドワークの上で協働の研究活動の場と公園がなればと考えた。

会長 共に研究しようという提案である。現在この感染症の情勢の中で、作品を実際に見て感じてもらうことが各館で難しくなっている。バーチャル空間での鑑賞も増えてきていて、それで終わってしまう可能性も今後ある。その中で公園における自然は实物を見てもらえる点で強みがある。

委員 テーマと今の自分たちアリティーが結びつくと鑑賞者の興味関心は深まると思う。豊科郷土博物館の展示はここ数年「見せる」展示をしている。大切に保管するだけでなく、今の生活に直結するような接点を見出すことが大切だと感じる。

会長 いかに市民の方に見て楽しんでもらえるのかが大切である。委員の方々には是非改善すべき点等実際の様子を見て多角的なご意見いただきたい。

委員 昨年12月の学校ミュージアムについて、子ども達のみならず教員達からも「館へ行ってみたい」との意見があった。生徒と一緒に回っていた教員は非常に触発されていたと思う。「毎年やって欲しい」との感想もあった。この機会に、もっと小規模であって良いので、回数を増やしていただければ良いと思う。

会長 大きな規模でなくても良いとのこと、今の状況にとつては救いであると思う。事務局には引き続きの実施とご意見について検討をしていただきたい。

委員 穂高郷土資料館について、現在企画展『「鐘の鳴る丘」と主題歌「とんがり帽子」』の展示を行っているが、入口をもっと華やかにして、入りやすい雰囲気にした方が良いと思う。

会長 見やすさに加え入りやすさについても考えていくつもらいたい。博物館の中には疫病関連の資料もある。過去の人人がどのように疫病と戦ったのか、この際だから展示しても良いのではないか。

委員 コンパクト展示について、タイトルを見ると大人も興味を持つテーマであると思う。是非、図書館での展示や先生方への周知をしてほしい。休校中の今だからこそ、子ども達も新たに興味関心を持つようになるかもしれない。是非、情報が手に取りやすい場所はどこなのかも考えていくつもらいたい。

会長 コンパクト展示は安曇野市独自のものである。良いものを知らせるためにどうしたらいのかも考えていくつもらいたい。

委員 日展の中止は非常に残念である。オリンピックは延期となった。是非日展の延期を検討としていただきたい。

会長 気持ちは分かるが、中止に比べ延期は条件がそろわないと難しい。

副会長 新市立博物館構想のために色々な施設で出前展示を行ってきた。この構想が今後どうなっていくのか教育委員会全体で適宜示してほしい。また、この感染症拡大の中で豊科郷土博物館は自動ドアやエレベーターが無いこと等、建物の面で最も苦しい状況であると思う。昨年オープンした文書館は魅力ある企画を開催していると思う。

豊科郷土博物館 昨年は開館40周年記念であった。40年経つと確かに建物として苦しい。保存という面でも収蔵庫は古く、きちんとした長期的な保存はできない。長いスパンよりは2年後、3年後を見据えてやっていくのが現状かと思う。

臼井吉見文学館 地域の方達が1つの教材についての研修会（勉強会）をして内容を討論している。人と人とのつながりの場を提供することが大切であり、活動をしている人達の子や孫等の世代がその様子をみて繋がっていくのではないか。

- 会長 建物が老朽化したままで良いのか。協議会としてきちんと市に要望するようにしなくては前に進めないだろう。立ち消えになるのは市にもプラスにならない。また博物館協議会には文書館は参加していないが、全体を見通せるように文書館の様子も加えてほしい。
- 委員 感染症の影響で大規模展示への問い合わせが強くなり、小規模の展示を限定的な観衆に届けるという仕組みを皆考え始めている。コンパクト展示はその先行事例として価値を持っている。また豊科近代美術館で行われた「千田泰広展」について、充実した現代アートの展示が実現した。この展示がきっかけで安曇野市の友好都市である武蔵野市の吉祥寺美術館での個展につながり、首都圏で作家を紹介することができた。海外と繋がるような実力をもったアーティストを安曇野が支えたことは昨年度の重要な実績であると思う。さらに、指定管理と直営の切り分けについても考えてくべきでないか。コロナウイルス感染症の影響によって文化庁等から対策事業に対する補助を打ち出された際、申請者名は誰になるのか、どのような区分にするのか、今後同じようなことが起こった際に対応できるように仕組みについても考えた方がいい。
- 委員 指定管理料について、消費税額が大きいようだがこれを払うメリットはあるのか。
- 穂高陶芸会館 市直営であればこの税額は減ってくるが、指定管理は人件費等を押さえることでその分歳出削減のメリットがある。
- 会長 市民の方にどうしたらサービスが行き届くのか、また安曇野市がより文化的になるために直営や指定管理の施設等、全体でどう取り組んでいくのか考えていく必要がある。引き続き、委員の方には各館を実際に訪れた上で感想や意見をいただきたい。

#### 8 その他

#### 9 閉会

以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

【教育委員会定例会提出資料】

報告第6号	教育部 生涯学習課
令和2年6月29日提出	(課長) 白井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市新総合体育館の管理運営に関するサウンディング型市場調査の実施について
報告を要する事項の内容	安曇野市新総合体育館の管理運営に関するサウンディング型市場調査の実施
要旨	新総合体育館整備基本方針を実現し、施設の魅力を最大限に引き出せるように、民間事業者との対話を通じ、指定管理者公募の詳細な諸条件の確認及び市場性の把握やさらなる活用方法の検討を行うため実施する。
説明	<p>1. 対象施設 安曇野市新総合体育館（仮名）</p> <p>2. サウンディングの主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象施設を管理・運営するうえでの全体コンセプト及び管理運営方法のアイデア</li><li>・新総合体育館整備のテーマ実現についての提案</li><li>・多様なスポーツ、様々な運動プログラムに関する提案</li><li>・施設の潜在能力を活かした事業やイベントに関するアイデア</li><li>・経費削減と収入確保に関する提案</li><li>・既存の豊科南部総合公園の効果的な利用についての提案</li><li>・トレーニング機器導入についての提案</li><li>・その他+αの提案</li></ul> <p>3. スケジュール</p> <p>令和2年6月29日 実施要領の公表（申込受付等の開始） 令和2年7月10日 質問票の提出期限 令和2年7月17日 質問回答（市ホームページ掲載） 令和2年7月22日 サウンディング参加申込期限 令和2年7月29日 サウンディング実施日時等の連絡 令和2年7月31日 提案書の提出期限 令和2年8月5日～12日 サウンディングの実施 令和2年8月18日以降 結果概要の公表</p>

# 安曇野市新総合体育館の管理運営に関するサウンディング型市場調査実施要領

令和2年6月29日  
安曇野市教育委員会教育部生涯学習課

## 1. 調査の目的

安曇野市では、豊科南部総合公園南側に拡張して建設している、新総合体育館（令和3年10月竣工予定）について開館に向けて整備を進めています。新総合体育館の利活用は、市新総合体育館整備基本計画で示された「する・見る・支える」「市民交流」「健康長寿」「安全・安心」をテーマとして構成し、近年、特にその役割が重要視される災害時の避難場所としての機能も考慮しています。

そこで、新総合体育館整備基本方針を実現し、施設の魅力を最大限に引き出せるように、民間事業者との対話を通じ、指定管理者公募の詳細な諸条件の確認及び市場性の把握やさらなる活用方法の検討を行うため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

## 2. 対象施設の概要

本調査の対象は以下の施設とします。

施設名	安曇野市新総合体育館
建設場所	豊科南部総合公園（都市公園）内 安曇野市豊科高家4501番地1外
建築面積	約5,652.82m <sup>2</sup>
延床面積	約7,846.04m <sup>2</sup> （屋内面積：約7,304.21m <sup>2</sup> ）
規模	地上2階
建物高さ	約18.226m
構造種別	鉄骨造
敷地面積	29,483.04m <sup>2</sup>
メインアリーナ	アリーナ：約1,830m <sup>2</sup> 2階観覧席・ランニングコース：約1,190m <sup>2</sup> アリーナ有効高さ12.5m 収容人数：約2,000人 観客席数：1,004席 (固定席996席、車いす利用者席8席)
サブアリーナ	アリーナ：約720m <sup>2</sup> アリーナ有効高さ9.5m
トレーニング室兼多目的利用室	約320m <sup>2</sup> （2室に分割利用可）
柔剣道場	約390m <sup>2</sup>

会議室	約250m <sup>2</sup> （2つに分割利用可）	
駐車台数	常設 駐車場	普通自動車：148台 (内身障者等用駐車場7台) 大型バス：15台
	臨時 駐車場	多目的ひろば：約300台 ウォームアップひろば：約50台
駐輪台数	自転車：20台	
広場	ふらっとひろば 多目的ひろば ウォームアップひろば スケートボードひろば	

### 3. 管理運営に係る条件

新総合体育館の管理運営について、下記のとおり諸条件があります。

- ① 利用料金制となることは決定しているが、現時点で新総合体育館の利用料金は決定していません。
- ② ①の理由により、サウンディングの内容については穂高総合体育館や堀金総合体育館の料金を参考にして、減免等の適用があるものとして検討を行うこと。

### 4. サウンディングの内容

下記の項目についてご意見・ご提案をお聞かせください。

ご意見・ご提案の内容は「企画提案書」を利用し、下記の項目について実現可能なご提案をお願いします。提案書の提出方法は、7. (3) 企画提案書の提出によります。

なお、ご意見・ご提案いただく対象部分において、一部の項目について記入できない場合は、無記入としても構いません。

- ① 対象施設を管理・運営するうえでの全体コンセプト及び管理運営方法のアイデア
- ② 新総合体育館整備のテーマ「する・見る・支える」「市民交流」「健康長寿」「安全・安心」実現についての提案
- ③ 多様なスポーツ、様々な運動プログラムに関する提案
- ④ 施設の潜在能力を活かした事業やイベントに関するアイデア（スポーツに限らない）
- ⑤ 経費削減と収入確保に関する提案  
※シミュレーションを行ったうえで提案してください。
- ⑥ 芝管理に関する効果的な提案
- ⑦ 市内事業者（関係団体や任意団体を含む）の活用
- ⑧ 開館準備業務に関する提案
- ⑨ 既存の豊科南部総合公園の効果的な利用についての提案
- ⑩ トレーニング機器導入についての提案
- ⑪ アイデア実現の障壁となる事項や、その解決にあたって安曇野市に期待する支援や配慮
- ⑫ + α の提案

## 5. スケジュール

実施要領の公表	令和2年6月29日（月）
質問票の提出期限	令和2年7月10日（金）
質問回答（市ホームページ掲載）	令和2年7月17日（金）
サウンディング参加申込期限	令和2年7月22日（水）
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和2年7月29日（水）
提案書の提出期限	令和2年7月31日（金）
サウンディングの実施	令和2年8月5日（水）～同月12日（水）
実施結果概要の公表	令和2年8月18日（火）以降

## 6. 応募要件

サウンディングの対象は、指定管理者として対象施設を管理・運営する能力を有する法人又は法人のグループとします。

なお、次の各号すべてを満たす必要があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ② 直近3年間の法人税、消費税、地方消費税、市県民税等を滞納していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく、更正又は再生手続を行っていないこと。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- ⑤ 安曇野市から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又はこれに類する団体でないこと。
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又はこれに類する団体でないこと。
- ⑨ 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しないこと。

## 7. サウンディングの手続き

### （1）サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、エントリーシートに必要事項を記入し、10. 連絡先記載のアドレス宛にファイルを添付の上、Eメールにてご提出ください。なお、件名は

「サウンディング参加申込」としてください。

【申込受付期間】令和2年6月29日（月）～同年7月22日（水）

#### （2）サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施時間及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

#### （3）企画提案書の提出

サウンディング事項についての意見・考え等を記載した企画提案書を、郵送にてご提出ください。なお、10. 連絡先記載のアドレス宛にファイルを添付の上、Eメールにて併せてご提出ください。件名は「企画提案書の提出」としてください。

【企画提案書提出期間】令和2年7月31日（金）必着

#### （4）質問票の提出

「安曇野市新総合体育館の管理運営に関するサウンディング型市場調査実施要領」に関する質問がある場合は「質問票」を、10. 連絡先記載のアドレス宛にファイルを添付の上、Eメールにてご提出ください。なお、件名は「質問票の提出」としてください。

【質問票提出期間】令和2年6月29日（月）～同年7月10日（金）

#### （5）サウンディングの実施

①実施期間：令和2年8月5日（水）～同月12日（水） 午前10時～午後5時

③所要時間：30分～1時間程度

③場 所：安曇野市役所本庁舎

※サウンディングに出席する人数は、1グループ4名以内としてください。

※サウンディング実施日に都合がつかない場合は別途ご相談ください。

※プロジェクターを利用する場合はパソコンとCD-Rを持参してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、インターネットを利用したサウンディングや書類提出のみとなる場合があります。

#### （6）サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称及びノウハウに関わる部分については非公開とします。

### 8. 留意事項

- ① サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ② サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ③ サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。
- ④ 本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力を願いいたします。

- ⑤ 新総合体育館の施設概要や、管理運営についての内容は現時点のものであり、何ら約束するものではありません。
- ⑥ 提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表・指定管理者の公募条件の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。ただし、情報公開請求の対象となる場合があります。

#### 9. 様式及び参考資料

各申込に必要な様式及び参考資料は下記の通りです。これらの資料は安曇野市HPの「新総合体育館指定管理業務に関するサウンディング型市場調査の実施について」のページに掲載しています。(<http://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/42/62693.html>)

- ・(様式1)エントリーシート
- ・(様式2)企画提案書
- ・(様式3)質問票
- ・新総合体育館整備基本計画
- ・安曇野市新総合体育館実施設計概要図
- ・安曇野市新総合体育館建設工事詳細図面等(抜粋)
- ・第2次安曇野市スポーツ推進計画
- ・豊科南部総合公園の基本情報

#### 10. 連絡先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

安曇野市教育委員会教育部生涯学習課 担当:沖

〒399-8281

長野県安曇野市豊科6000番地

TEL: 0263-71-2467 FAX: 0263-71-2338

E-mail: shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

# 地方公共団体のサウンディング調査の手引き(概要)



国土交通省

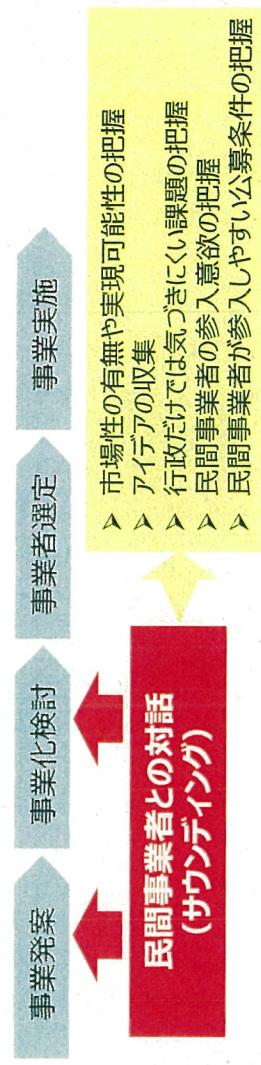
## 手引きについて

- ◆ これから初めてサウンディングを実施しようと考えている  
地方公共団体の担当者向けに、サウンディング実施の手順の流れや留意すべきポイントをまとめた手引き
- ◆ 実施要領、エントリーシート、対話結果の公表資料について、それぞれひな形を添付



## サウンディングとは

- ◆ 民間事業者との意見交換等を通し、事業に対して様々なアイデアや意見を把握する調査



## サウンディング実施の流れとポイント

